

社会福祉法人 JHC 板橋会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 JHC 板橋会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および実費弁償費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で、役員等とは、法人の理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員および第三者委員とする。

- 2 常勤の理事とは、理事のうち、法人の職員（常勤職員）として勤務する者をいう。
- 3 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員（常勤職員）を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事会、評議員会への出席報酬等)

第4条 役員が、理事会に出席した時、および評議員が評議員会に出席した時は、その都度、別表1により報酬及び交通費を支払う。

- 2 交通費の支払は、その実費とする。

(理事、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 理事長が、理事会、法人業務および法人が実施する第二種社会福祉事業ならびに公益を目的とする事業（以下「事業」という）の運営のために業務にあたった時は、別表2により報酬および交通費を毎月15日（ただし、その日が休日にあたる時は、職員賃金規程第8条の規定に準じる）に銀行振込にて支払う。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命をうけて法人業務及び事業等の運営のための業務にあたった場合は、その都度、別表2により現金にて報酬および交通費を支払う。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命をうけて法人および事業等の運営のための業務にあたった場合は、その都度、別表2により報酬および交通費を現金にて支払う。
- 4 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席した時は、その都度、別表2により報酬及び交通費を現金にて支払う。
- 5 交通費の支払いは、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が法人および事業等の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、その都度、別表2により報酬および交通費を現金にて支払う。

- 2 交通費の支払は、その実費とする。

(理事・監事の報酬総額)

第7条 理事、監事の業務を考慮し、報酬総額は下記のとおりとする。

理事の報酬総額は、500万円以内とする。

監事の報酬総額は、50万円以内とする。

(苦情対応および権利擁護・虐待防止第三者委員の報酬等)

第8条 第三者委員が、法人における苦情解決対応業務および権利擁護・虐待防止対応業務にあたった場合は、その都度、別表3により報酬および交通費を現金にて支払う。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費支給規程により旅費を支給する。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第11条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日に改正する。

この規程は、平成29年3月19日に改正する。

この規程は、平成29年6月26日に改正する。

この規程は、平成30年6月25日に改正する。

この規程は、令和2年3月17日に改正する。

この規程は、令和3年4月1日に改正する。

この規程は、令和5年6月25日に改正する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	5,000円	実費支払
評議員会出席報酬等	5,000円	実費支払

別表2 (第4条および第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 (日額)	11,500円 ※但し、月額限度額 230,000円と する	実費支払
理事、評議員及び監事業務報酬等	10,000円	実費支払

監事監査指導報酬等	18,000円	実費支払
評議員選任・解任委員報酬等	15,000円	実費支払

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
苦情対応第三者委員報酬等	10,000円	実費支払
権利擁護・虐待防止第三者委員報酬等	10,000円	実費支払